

# まほろば秦野通信

平成27年4月24日

秦野市役所市長室広報課

タイトル	市民の財産「秦野名水」を守る「秦野市地下水保全条例」井戸設置規制の合憲が確定
When (いつ)	平成27年4月22日
Where (どこで)	最高裁判所第二小法廷
Who (だれが)	上告人兼申立人 市内在住 男性 被上告人兼相手方 秦野市
What (なにを)	<p>平成23年12月7日に、平沢にお住まいの男性から、農家用住宅の建築に関する職員の違法な対応と井戸の設置を認めなかったことにより損害を被ったとして、損害賠償を求める訴訟が横浜地方裁判所小田原支部へ提起されました。</p> <p>第一審判決（平成25年9月13日）において、男性の請求の一部が認められましたので、本市敗訴部分を不服とし、控訴（平成25年9月26日）しました。</p> <p>第二審判決（平成26年1月30日）では、本市が全面的に勝訴し、この判決を不服とし、男性が上告及び上告受理申立て（平成26年2月19日）を行っていたものです。</p>
How (どのように)	平成27年4月22日付で上告及び上告受理申立てについて、棄却及び不受理の決定がされた。
Why (なぜ)	<p><b>上告棄却理由：</b>違憲及び理由の不備を上告理由とするが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するもので、明らかに民訴法312条1項又は2項に規定する事由に該当しないため。</p> <p><b>上告受理申立て不受理理由：</b>申立ての理由が、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められないため。</p>

## まほろば秦野通信

過去の実績	<p>第二審判決要旨</p> <p><b>1 農業委員会の説明の違法性の有無</b> 職務上の義務違反があったとは認められない。</p> <p><b>2 井戸設置は認められない旨の説明の違法性の有無</b> 条例や規則が有効であることを前提とし、市における検討結果としてなされた説明は違法とはいえない。</p> <p>秦野市の地域的な特殊性、これまでの地下水の利用や関連する施策等を踏まえ、新たな井戸の原則禁止は、必要かつ合理的なものであり、その制限の度合いが合理性に欠けるものとは言い難い。</p> <p>地下水保全条例における井戸設置規制は、その目的が公益の見地からの合理性を有するものであり、規制手段もその目的を達成するために必要性、合理性を有すると認められるから、条例制定権を有する被控訴人の合理的裁量を超えるものとはいえず、憲法に違反しないと解すべき。</p>
コメント	<p>市の主張が全面的に認められた東京高裁の判決が確定し、地下水を市民共有の財産である公水として位置付け、長年にわたり取り組んできた市の施策が的確に評価されたものと思います。</p>
問い合わせ	<p>環境産業部 環境保全課 地下水・環境指導担当 担当：課長代理 谷 電話0463(82)9618</p>